

# 年金だより

第10号

平成23年12月  
発行



## もくじ

P2-3 ◆ 住基ネットの活用で住所変更などの届出が省略できるようになりました

P4-5 ◆ 「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

P6 ◆ 年金相談コーナー

P7-9 ◆ こんなときには届出を

P10-11 ◆ 年金相談窓口一覧

P12 ◆ ねんきんカレンダー

# 平成23年10月から 住基ネットの活用で 住所変更などの届出が 省略できるようになりました

住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」といいます。)の本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所等)を活用して、平成23年10月から、住所変更および死亡に係る届出が原則省略可能になりました。

## 省略できる届出書

- 住所を変更された場合の「**年金受給権者異動報告書**」
- 年金受給権者がお亡くなりになった場合の「**年金受給権消滅届書**」
- 加給年金額対象者がお亡くなりになった場合の「**加給年金額対象者異動届書**」

ただし、次のような住基ネットで本人確認が行えない方については、引き続き届出書の提出が必要です。

## 引き続き、住所変更および死亡に関する届出書の提出が必要な方

- 住基ネットに参加していない市町村にお住まいの方(例：国立市、矢祭町)
- 外国籍(外国人登録)の方
- 外国に居住している方
- 上記のほか、住基ネットによる照会に対し情報を得ることができない方など

※届出書の提出を省略できるのは、平成23年10月1日以降に転居し住民票を移された場合またはお亡くなりになった場合です。平成23年9月30日までの転居または死亡については届出書の提出が必要です。

## 年金受給権者の方へのお願い

住所の変更についての届出書の提出は省略できることとなりましたが、電話番号を変更されると、共済組合からのお電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更された旨を共済組合にご連絡いただきますようお願いいたします。

## 住所変更・死亡の届出に関するQ&A

**【Q1】**平成23年10月にA市からB市へ転居し住民票も移しました。住所変更の届出書の提出は省略できるのですか？

**【A1】**住基ネットで転居の確認が取れる方につきましては、住所変更の届出書の提出は省略できることとなりました。



共済組合において住基ネットで住所変更の確認が取れるまでの間、旧住所あてに郵便物を送付することとなりますので、郵便局に転居届をご提出ください（届出から1年間、旧住所あての郵便物が新住所に転送されます。）。

**【Q2】**介護施設へ入所することとなり、住民票も施設へ移しました。自宅に家族が残っていることから、今後も郵便物は自宅へ送付してほしいのですが、どうすればいいでしょうか？

**【A2】**共済組合では、届出をいただくことにより、郵便物をご指定の送付先へ送付することができますので、共済組合へご連絡ください。

**【Q3】**死亡の届出書の提出が省略できるようになったとのことですが、死亡した場合には連絡をしなくてもよくなったということでしょうか？

**【A3】**住基ネットで死亡の確認が取れる方につきましては、死亡の届出書の提出は省略できることとなりましたが、共済組合において住基ネットで死亡の確認が取れるまでの間に年金の過払い金や未払い分の給付が発生する可能性等がありますので、共済組合へご連絡をお願いします。

**【Q4】**退職共済年金を受けていた父が10月に亡くなりました。遺族共済年金を請求できる遺族<sup>(※)</sup>はおりませんが、死亡の届出は必要でしょうか？

**【A4】**住基ネットによりお亡くなりになったことが確認できる場合においても、未払い分の給付が発生するときは、後日、相続人にお支払いするため、「支払未済給付請求書」のご提出が必要となりますので、共済組合へご連絡をお願いします。

※遺族共済年金の請求要件については、P9をご参照ください。

**【Q5】**遺族共済年金を受けていた母が11月30日に亡くなりましたが、母の口座の解約手続きが間に合わず、12月15日に遺族共済年金が振り込まれました。この場合、何か手続きが必要でしょうか？

**【A5】**ご質問のような場合につきましては、口座に振り込まれた金額を未払い分の給付に充てることとなり、**【Q4】**の場合と同様に「支払未済給付請求書」のご提出が必要となります。共済組合へご連絡をお願いします。

住基ネットの活用で住所変更などの届出が省略できるようになりました

# 「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告



## 「平成23年分 公的年金等の源泉徴収票」を平成24年1月下旬にお送りします

※障害・遺族を支給事由とする年金は非課税のため源泉徴収票をお送りしません。

本年分の確定申告は、平成24年2月16日(木)から同年3月15日(木)までの間に行うこととされています(所得税の還付申告については、それ以前から可能です)。

所得税の確定申告を行うには、「公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、大切に保管してください。

### ●所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

次のいずれかに該当し、所得税を納めすぎとなっている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

- ◆国民健康保険料(税)、年金からの控除によらない介護保険料などの社会保険料の支払いを行った方
- ◆生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの支払いがある方
- ◆災害等(東日本大震災や台風を含む)により住宅や家財などに損害を受けた方
- ◆住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- ◆一定額以上の医療費の支払いがある方
- ◆その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- ◆扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- ◆65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方

### ●所得税の確定申告不要制度が創設されました。

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、年金以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※上記に該当しない方は、確定申告が必要です。

※上記に該当する方も、前述のとおり還付を受けるための確定申告を行うことができます。

所得税および所得税の確定申告に関して、くわしくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

なお、公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても住民税の申告が必要です。

住民税に関して、くわしくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

### ■所得税の確定申告とは？

退職・老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となりますので、一定額以上の年金を受給されている方は受給のたびに源泉徴収されます。給与所得と違い、雑所得については年末調整が行われませんので、源泉徴収された所得税額を精算する場合は、所得税の確定申告を行うこととなります。

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得金額と、それに対する所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きのことです。

## 源泉徴収票 Q & A



### 【Q1】源泉徴収票が届かないのですがどうしてですか？

【A1】次の理由が考えられます。

- 受給されている年金の種類が障害または遺族の年金ではありませんか？  
障害、遺族を支給事由とする年金については非課税となっていますので、源泉徴収票は送付されません。  
なお、障害または遺族の年金から社会保険料が控除されている方で、社会保険料額納付証明が必要なときは、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険（介護保険・国民健康保険・長寿医療（後期高齢者医療））担当課へお問い合わせください。
- 退職を支給事由とする年金を受給されている方は、1月下旬に発送いたしますので、1月末までお待ちください。  
なお、2月に入っても届かないときは、共済組合へご連絡ください。

### 【Q2】社会保険料の金額とは何ですか？

【A2】各支給期に年金から控除された介護保険料、国民健康保険料(税)および長寿医療保険料(後期高齢者医療保険料)の合計額です。  
なお、見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

### 【Q3】特別徴収された個人住民税額はどこかに表示されているのですか？

【A3】この源泉徴収票には表示されていませんので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

### 【Q4】源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付はできますか？

【A4】共済組合にご連絡いただければ再交付いたしますが、大切な書類ですので、紛失されないよう保管には十分ご注意ください。

平成23年分 公的年金等の源泉徴収票<見本>

郵便はがき

料金後納郵便

➔

源泉徴収票の見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

平成23年分 公的年金等の源泉徴収票		見本
住所又は居る者	102-0084 東京都 ○○○区 ××× ×××	
氏名	フリガナ ネンケン タロウ	年金証書記号番号 86XX0000000001
生年月日	明大昭和15年6月28日	
区分	支払金額	源泉徴収税額
法第203条の3第1号適用分	2,471,600	20,406
法第203条の3第2号適用分		
法第203条の3第3号適用分		
本人	控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数
有	無	特定 老人 その他
		障害者 その他
		社会保険料の金額
		53,400
(摘要)		
支払者	所在地	東京都 千代田区 二番町 2番地
	名称	全国市町村職員共済組合連合会

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

# 年金相談コーナー



ここでは、年金受給権者のみなさまからよくいただく加給年金額に関するお問い合わせやご質問についてQ&A形式でご紹介します。



私は現在61歳(昭和25年6月生まれ)で、昨年から退職共済年金(組合員期間40年)を受給しています。同じく退職共済年金を受給している先輩から配偶者がいる場合、年金に「加給年金額」が加算されると聞きました。

妻(昭和26年9月生まれ)は、民間会社に勤めていたときに掛けていた老齢厚生年金(加入期間25年)を、今年から受給します。他に年金は受給していません。

私の場合、「加給年金額」は加算されますか？ 加算される場合はいつからですか？



退職共済年金の配偶者に係る加給年金額は、下記の①から④のすべての要件を満たしているときに加算されます。

## 【受給権者の要件】

- ① 20年以上の組合員期間の退職共済年金
- ② 65歳に到達したとき(生年月日が昭和24年4月2日(※)以降の方。昭和24年4月1日(※)以前の方は、定額部分の支給開始年齢に到達したとき。)  
※特定消防組合員および障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき等を除く。

退職共済年金

受給権者65歳

給料比例部分の額

加給年金額(ただし、支給が停止される場合あり)

配偶者65歳  
(加給年金額の失権)

## 【配偶者の要件】

- ③ 65歳未満
- ④ 受給権者と生計を共にし、恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満

ご質問の場合、①は満たしておりますので、②の65歳到達時に奥様が③および④を満たしていれば65歳からあなたの退職共済年金に加給年金額が加算されます。

ただし、配偶者が、退職共済年金、老齢厚生年金(いずれも加入期間が20年以上または法令により20年以上とみなされるもの)に限り、または障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金)等を受給している場合、加給年金額の支給が停止となります。

よって、ご質問の場合、奥様に加入期間20年以上の老齢厚生年金が支給されておりますので、その間は、加算となった加給年金額は支給が停止されます。

# こんなときには届出を

各種用紙の請求や届出先等は、各都道府県の市町村・都市職員共済組合(P10、11参照)となります。

## 1 就職したとき・失業給付を受けようとするとき

### ■公務員として再就職したとき

共済年金(遺族給付を除く。)の年金受給権者が公務員として再就職し、再び組合員となったときは、翌月分から年金の一部または全額が支給停止になります。

#### ●提出の必要な書類

…… 年金受給権者再就職届書(組合員用)

#### ●上記の書類に添付する書類

…… 年金証書

※なお、市町村・都市職員共済組合以外の組合員となったときは、再就職先の属する共済組合へご連絡ください。



### ■民間企業等に再就職したとき、または議会議員に就任したとき

共済年金(遺族給付を除く。)の年金受給権者が民間企業等に再就職し、厚生年金保険の被保険者(厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の方を含みます。)や私立学校教職員共済制度の加入者(70歳以上の特定教職員を含みます。)となったとき、あるいは議会議員に就任したときは、年金の額と給料(議員報酬)および過去一年間の賞与の額によって、当該年金制度に加入した日(議員に就任した日)の翌月分から、年金の一部が支給停止になることがあります。

#### ●提出の必要な書類

…… 年金受給権者再就職届書(他制度加入用)

### ■雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が雇用保険法による失業給付(基本手当など)を受給する場合、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域年金相当部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に際しては、その給付額と年金受給額を比較して慎重に検討することが必要です。

#### ●提出の必要な書類

…… 雇用保険法給付との調整事由該当届書・非該当届書

#### ●上記の書類に添付する書類

…… 雇用保険受給資格者証の写し

## 2

## 加給年金額対象者に異動があったとき

### ■こんなときに届出が必要となります

- 加給年金額対象者である配偶者が、退職共済年金、老齢厚生年金(いずれも加入期間が20年以上または法令により20年以上とみなされるものに限ります。)または障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金)等を受給することとなったとき
- 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- 加給年金額対象者である子が婚姻または、養子縁組をしたとき、または養子縁組による子が離縁したとき など



### ■提出の必要な書類

- 加給年金額対象者異動届書(異動事由に応じて添付書類をご提出いただきます。)



- 加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより老齢基礎年金の受給を開始したとき、または65歳前に繰上げて老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は、必要ありません。
- 加給年金額対象者がお亡くなりになったときは、住基ネットで確認できる場合、届出書の提出が省略できます。ただし、年金の過払いが発生する可能性がありますので、電話等にて共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。
- 年金受給権者または加給年金額対象者である配偶者が大正15年4月1日以前生まれの場合は、当該配偶者が65歳以上でも加給年金額が引き続き加算される場合があります。

○加給年金額については、P6のQ&Aも参考にしてください。



- 1**と**2**の場合は、届出が遅れますと年金が過払いとなり、後日返還していただくことがありますので、ご注意ください。

## 3

## 障害等級1級または2級の障害共済年金受給権者が婚姻等したとき(平成23年4月制度施行)

障害等級1級または2級の障害共済年金を受けている方については、婚姻等により、生計を共にする恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者を有することとなった場合、加給年金額が加算されます(※)ので、共済組合にご連絡ください。

※加給年金額対象者となる配偶者が、退職共済年金、老齢厚生年金(いずれも加入期間が20年以上または法令により20年以上とみなされるものに限ります。)または障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金)等を受給している場合は、加給年金額の支給が停止となります。



## 4

## 氏名・年金の受取金融機関を変更するとき

## ■提出の必要な書類

…… 年金受給権者異動報告書

## ■上記の書類に添付する書類

## ●氏名変更の場合

…… 年金証書

## ●受取金融機関変更の場合

…… 口座名義および口座番号の確認できる預金通帳の写し

(報告書に受け取り金融機関の確認印が押印されている場合は、不要です。)



氏名を変更するときで、住基ネットへ不参加の市町村にお住まいの方、海外にお住まいの方および外国籍の方などは、住基ネットで変更内容(氏名)の確認ができません。この場合、年金受給権者異動報告書および年金証書、確認書類(戸籍抄本等)の提出が必要となります。

ご記入の際は届出を

## もしご本人が亡くなられたとき

## 遺族共済年金の受給権が発生する場合

退職または障害(障害等級3級の場合を除く。)\*1の共済年金受給権者が亡くなった当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円未満である方(配偶者、子、父母、孫、祖父母)\*2がいる場合は、遺族共済年金の受給権が発生すると考えられますので、電話等にて共済組合へご連絡ください。

\*1 障害等級3級の場合であっても、65歳未満の方は、亡くなられた原因により該当することがあります。

\*2 子や孫は、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの間にあって未婚の方、または障害等級1、2級の方に限ります。

注) 遺族共済年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止となることがあります。

## 年金受給権が消滅する場合

上記の要件を満たしている方がいない場合または遺族の共済年金受給権者が亡くなられた場合は、年金の受給権が消滅しますが、年金の過払い金や未払い分の給付が発生する可能性等がありますので、電話等にて共済組合へご連絡ください。(P3の【Q3】～【Q5】参照)

# 年金相談窓口一覧

(平成23年12月現在)

共済組合名	所在地	TEL
北海道市町村職員共済組合	〒060-8578 札幌市中央区北4条西6-2 北海道自治会館	011-232-5311
北海道都市職員共済組合 ※1	〒064-8645 札幌市中央区南9条西1丁目1番20号	011-512-1770
青森県市町村職員共済組合	〒030-8567 青森市本町5-1-5 アップルパレス青森3F	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	〒020-0021 盛岡市中央通2-8-21 Mホール内	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	〒980-8422 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館7F	022-263-6412
仙台市職員共済組合	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-1227
秋田県市町村職員共済組合	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館3階	018-862-5262
山形県市町村職員共済組合	〒990-0023 山形市松波4-1-15 山形県自治会館	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	〒960-8515 福島市太田町13-53 福島グリーンパレス4階	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	〒310-0852 水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館5階	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	〒320-0033 宇都宮市本町12-11 栃木会館5F	028-622-0573
群馬県市町村職員共済組合	〒371-8505 前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館5階	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-5-14 さいたま共済会館	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	〒260-8502 千葉市中央区中央港1丁目13番3号	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	〒190-8573 立川市錦町1-12-1 ザ・グレストホテル立川5F	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	〒231-0023 横浜市中区山下町75 神奈川県自治会館5階	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	〒400-8587 甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	〒950-8551 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館4階	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	〒930-0871 富山市下野995-3 富山県市町村会館	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	〒920-8555 金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	〒910-8554 福井市西開発4-202-1 福井県自治会館内	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	〒380-8586 長野市大字中御所字岡田30番地20 サンパルテ山王	026-228-5620
岐阜県市町村職員共済組合	〒500-8508 岐阜市数田南5-14-53 岐阜県民ふれあい会館13階	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5階 静岡県市町村センター内	054-202-4848
愛知県市町村職員共済組合	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター5階	052-951-4596
愛知県都市職員共済組合 ※2	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター	052-228-0493

三重県市町村職員共済組合	〒 514-8587 津市万町津 173 三重市町村会館	059-228-6193
滋賀県市町村職員共済組合	〒 520-8550 大津市京町 4-3-38 滋賀合同ビル	077-525-5784
京都府市町村職員共済組合	〒 602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町 149-1 京都府自治会館 2 階	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	〒 540-8570 大阪市中央区大手前 3-2-12 大阪府庁別館	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	〒 650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館 5 階	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	〒 634-8561 橿原市大久保町 302-1 奈良県市町村会館 4F	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	〒 640-8263 和歌山市茶屋ノ丁 2 番 1 和歌山県自治会館 4F	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	〒 680-0834 鳥取市永楽温泉町 556 ホースターとっとり	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	〒 690-0887 松江市殿町 8-3 タウンプラザしまね 4F	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	〒 700-0023 岡山市北区駅前町 2-3-31 サン・ピーチOKAYAMA 4F	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	〒 730-0036 広島市中区袋町 3 番 17 号 シンヨービル 7 階	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	〒 753-8529 山口市大手町 9-11 山口県自治会館 3 階	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	〒 770-8551 徳島市幸町 3-55 徳島県自治会館 5F	088-621-3522
香川県市町村職員共済組合	〒 760-0066 高松市福岡町 2-3-4 ホテルマリンパレスさぬき 3 F	087-851-6681
愛媛県市町村職員共済組合	〒 790-8678 松山市三番町 5-13-1 えひめ共済会館	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	〒 780-0870 高知市本町 5-3-20 高知共済会館	088-823-3213
福岡県市町村職員共済組合	〒 812-0044 福岡市博多区千代 4-1-27 福岡県自治会館	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	〒 840-0041 佐賀市城内 1-5-14 佐賀県自治会館	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	〒 850-0032 長崎市興善町 6-24 長崎県自治会館	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	〒 862-0911 熊本市健軍 2-4-10 熊本県自治会館	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	〒 870-0022 大分市大手町 2-3-12 大分県市町村会館	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	〒 880-8525 宮崎市瀬頭 2-4-15	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	〒 890-8527 鹿児島市与次郎 2-8-8 マリンパレスかごしま 1 階	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	〒 900-8566 那覇市旭町 116 番地 37 自治会館 3 階	098-867-0785
<b>連合会</b>	<b>所在地</b>	<b>TEL</b>
全国市町村職員共済組合連合会	〒 102-0084 千代田区二番町 2 番地	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方

# ねんきんカレンダー

平成23年  
12月

平成24年  
12月

までの予定です

時 期	定期支給関係	その他
平成23年	12月中旬 『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月15日(木) 年金支給日(10月・11月分)※2	
平成24年	1月下旬	平成23年分「源泉徴収票(はがき形式)」をお送りします。
	2月15日(水) 年金支給日(12月・1月分)※2	平成23年分 確定申告開始 (2月16日～3月15日)
	4月13日(金) 年金支給日(2月・3月分)※2	
	6月中旬 『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月15日(金) 年金支給日(4月・5月分)※2	
	8月15日(水) 年金支給日(6月・7月分)※2	
	10月15日(月) 年金支給日(8月・9月分)※2	平成25年分「扶養親族等申告書」 をお送りします(10月～11月頃)。
	12月中旬 『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
12月14日(金) 年金支給日(10月・11月分)※2		

※1 【年金支払通知書】は支払いがある方に各都道府県の市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所、氏名、振込先、支払額に変更があった場合には、6月・12月以外でも【年金支払通知書】を送付します。

※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。

❗**ご注意ください**

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、【年金支払通知書】が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

メールアドレス：nenkinkikaku@shichousonren.or.jp



年金だより

第10号 平成23年12月

■発行：全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地

☎03-5210-4611

ホームページアドレス <http://www.shichousonren.or.jp/>